仕 様 書

1. 件　　名：小動物用ポジトロンCT 装置（3 機）の保守

2. 数　　量：一式

3. 目　　的：量子科学技術研究開発機構（QST）が保有する小動物用ポジトロンCT 装置3機（MicroPET Focus220 及びInveon）の動作保証のため。

4. 保守期間：令和9年4月1日～令和10年3月31日

5. 保守内容：

①定期点検

対象装置は、Siemens 社製MicroPET Focus220(H27SN04568、H27SN07274 の2機)、及び同社製Inveon(文科省より借受。)

※各対象装置は製造元の製品サポートが終了しているものである。

対象装置が基本仕様を満たしていることを確認するとともに、下記点検内容の項目に従い不具合があれば修理交換を行う。ただし、Micro PET Focus220 2機の修理交換に関する費用はQSTの負担とする。

標準時間帯は月曜日から金曜日までの8:30～17:30とする。

（ただし、国民の祝日及び休日ならびに12月29日～1月4日、5月1日を除く。）

②トラブル時の対応

実施時間帯は月曜日から金曜日までの8:30～17:30とする。

（ただし、国民の祝日及び休日ならびに12月29日～1月4日、5月1日を除く。）

対象装置に故障等トラブルが生じた場合、電話による連絡を受けた後、速やかに技術員を派遣し、点検整備を行うこと。

ただし、Micro PET Focus220 2機については標準時間帯以外にQSTから修理依頼があり、請負者が現地作業を行った場合は、QSTは別途請負者が定める時間外修理対応費及び時間外部品配送費を負担する。

③保守内容に含まれるもの

■MicroPET Focus220 2機共通

・リモートサービス

■Inveon

- 修理/交換等の作業
- 交換部品（ディテクタ、カーボンブラシを含む定期交換部品(製造元が指定したものに限る)を含む、アクセサリは含まない）
- リモートサービス
- 24 時間サービス

6. 実施にあたっての注意事項

①保守作業実施にあたっては、QST職員の立ち会いを受けるものとする。かつ作業実施者は

あらかじめ放射線業務従事者登録を完了しているものに限り、管理区域内作業要領に従って作業を行うこと。

②定期点検については、予備日を含め3日間の作業とする。これを越える場合はあらかじめ担当職員と協議するものとする。

③保守作業で実施した消耗品費用は、保守契約費用に含むものとする。

7. 実施場所：千葉県千葉市稲毛区穴川4－9－1
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
量子医科学研究所
ポジトロン棟1階動物PET室（Focus220）、小動物PET室（Focus220）、及び2階PET 実験室（Inveon）

8. 定期点検内容
定期点検については各装置につき別添資料の内容とする。

9. 作業報告書の提出
請負者は、上記保守完了後、速やかに作業結果の報告書を提出し、QST職員の確認を受けなければならない。

10. 検査
保守業務完了後、QST職員が作業報告書により点検内容が仕様の保守要件を満たしていることを確認することをもって検査合格とする。

11. その他
①QSTは製造元の製品サポートが終了した場合、保守部品等の供給が受けられないことにより、請負者が必要な部品交換等を行えないこと、及び製造元の製品サポートを得られないことにより請負者が保守契約に定める完全な保守業務を実施できない場合（以下「保守業務の限界」という）があることを確認する。保守業務の限界によって保守契約に定める対象装置への定期点検の項目の全部または一部を請負者が実施できない場合があるが、QSTはそれを了承する。

②製造元の製品サポート終了または保守業務の限界に起因しもしくは関連してQST役職員または施設利用者等の第三者に生じた損害 について、請負者は一切の責任を負わないものとする。

③製造元の指示に基づくソフトウェアアップデートを含む保守契約の対象装置の技術改良またはこれを目的としたハードウェア交換もしくはソフトウェアアップデートは、製造元の製品サポートが終了した場合は実施されない。

④製造元の製品サポートが終了した場合、サイバーセキュリティアップデートを含むパッチの提供 （製造元にてマイクロソフト社からリリースされるセキュリティパッチの内容を検証し、有効と判断されたものを、保守契約の対象装置に導入することをいう）は実施されない。請負者は、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入等のサイバー攻撃に起因して当機構または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

⑤修理部品の製造が終了、及び装置製造元において装置の製品サポートが終了されることにより、請負者が契約に基づく保守業務を完全に実施できない場合は、QSTと請負者で対応

を協議の上決定する。

⑥天変地異（地震、津波、洪水、疫病等）、火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、戦争、通商停止、ストライキ、法令または規則の改廃制定、公権力による処分または事実上拒否できない指導、その他請負者の支配が及ばない事由により本契約の全部または一部の履行が遅延または不能になった場合、請負者は、その責任を負わないものとし、これらの事由による保守業務の費用はQSTが負担するものとする。

要求者部課名：脳機能イメージング研究センター
要求者氏名：樋口　真人

担当者部課名：先進核医学基盤研究部イメージング物理研究グループ
担当者氏名：脇坂　秀克

（別紙様式１－１）

選定理由書

１．件名	小動物用ポジトロン CT 装置（3 機）の保守
２．選定事業者名	シーメンスヘルスケア株式会社
３．目的・概要等	小動物用ポジトロン CT 装置（MicroPET Focus220 ２機および Inveon １機）の動作保証のため保守を行う。
４．希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号ル （物件の改造、修理、保守、点検を当該物件の製造業者又は特定の技術を有する業者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき）
５．選定理由	小動物用ポジトロン CT 装置(MicroPET Focus220 および Inveon)は独国 Siemens Healthineers 社製の装置である。保守業務には、装置構造の熟知、メンテナンス技術や知識が必要不可欠だが、Siemens Healthineers 社の製品については同社のグループ会社であるシーメンスヘルスケア株式会社が日本国内の独占販売権を有しており、この権利には、装置の保守に必要な部品の供給や、保守・修理に必要な専門教育を受ける権利、技術資料の提供等の権利が含まれているため、シーメンスヘルスケア株式会社以外の者が保守を行うことは困難である。 よって、本件保守業務を行うために必要な能力を有する唯一の者としてシーメンスヘルスケア株式会社を随意契約の相手方として選定する。